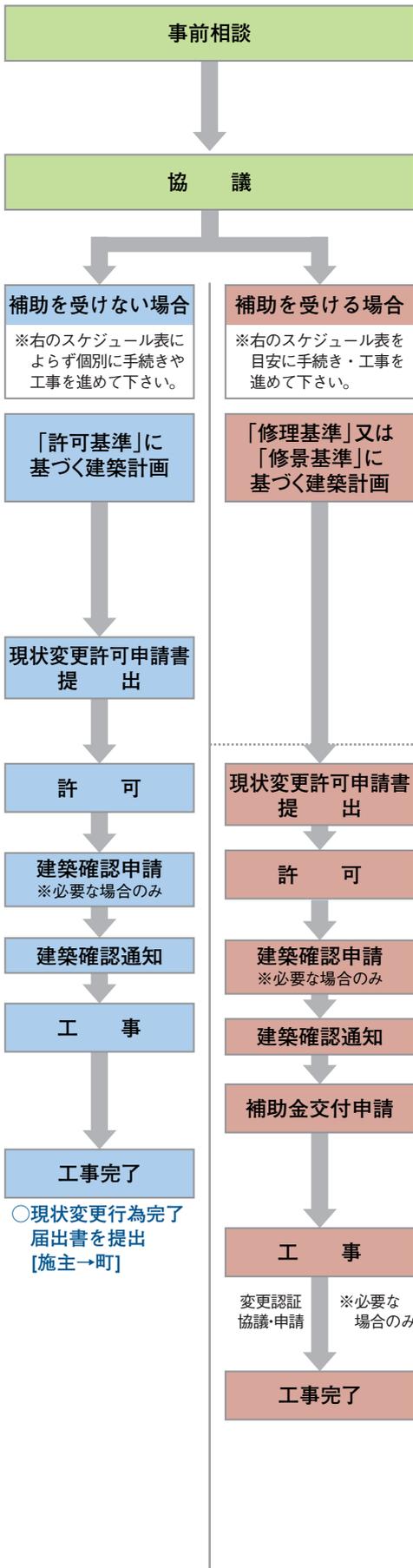


5 現状変更のための手続き

保存地区内で建築行為(新築、改築、増築、修繕等)を行う場合は、次のフローチャートによって手続きを行います。



☆○印は施主(所有者等)が関係する事項

○建築物・工作物の建築行為を希望する場合は事前に町に相談(随時)
 [施主→ 町: 村田町教育委員会 村田町歴史みらい館]

※軽微な内容でも相談してください。

※許可が不要な建築行為と判断された場合は、直ぐに工事着工できます。

補助を受ける場合のスケジュール

建築行為等の前年度	4月末	○修理・修景希望物件の調査 [町→ 施主]	
	5月	・破損調査の実施 [町・設計者] ・補助対象候補物件の優先順位検討 [町]	
	7月	○施主・設計者・町の三者による設計内容の事前協議 ・基本設計開始 [設計者] ・履歴調査の実施 [町・設計者]	
	9月	○施主・設計者・町の三者による設計内容の協議 ※基本設計の設計図書・概算見積書を提出していただきます。	
	10月末	・町伝統的建造物群保存地区保存審議会の協議を経て最終候補物件を決定	
	11月	・国・県の補助事業採択基準による修理・修景事業の内容確認 ※建築行為等の内容・事業費について検討・協議します。[町→ 国・県] ○国・県の指導を受けて、施主・設計者・町により設計内容について再協議 ・実施設計開始 [設計者] ※設計内容については町に随時相談してください。	
	12月末	○設計図書・事業費関係書類の提出(補助金要望用) [施主→ 町]	
	1月	・国庫及び県費補助金要望 [町→ 国・県]	
	2月	・国・県の内々示を受けて補助金交付申請 [町→ 国・県]	
	3月末	○内示通知交付 [町→ 施主]	
	建築行為等を行う年度	4月	・国庫・県費補助金交付決定通知 [国・県→ 町] ○現状変更許可申請 [施主→ 町] ※設計図書等の資料を添付のうえ町に申請してください。 ○現状変更許可通知 [町→ 施主] ○必要な場合は建築確認申請 ○補助金交付申請 [施主→ 町] ※設計図書等の資料を添付のうえ町に申請してください。 ○補助金交付決定通知 [町→ 施主] ※この時点より、補助事業の本格スタート ○設計監理委託・工事請負契約 [施主→ 設計者・施工者] ○工事着工 ○工事中は、施主・設計者及び町により工事の詳細を随時協議 ○事業内容を変更する場合は、施主・設計者・町で協議し、現状変更行為変更承認申請書を提出 [施主→ 町] ○工事完了 ○現状変更行為完了届出書の提出 [施主→町] ・町による書類審査及び完了検査の実施 [町] ○補助交付請求書及び補助事業実績報告書の提出 [施主→町]
		3月	○補助金の確定・交付 [町→ 施主] ・国へ実績報告書を提出 [町→ 国・県]